00763

鳥取縣公報

昭和二十五年二月三日
第二千八十一号　金曜日

本書ノ寸法キサハ國定規格A五判

規則

◇鳥取縣規則第七号

鳥取縣屋外廣告物條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

鳥取縣屋外廣告物條例施行規則

第一條　鳥取縣屋外廣告物條例(以下「條例」という。)第五條の基準は次の通りとする。

一、公益上やむを得ないものとは国又は地方公共團体がその事務のため表示又は設置するものをいう。

二、看板とは自己の事業又は営業に関するもので自己の事業所又は営業所に表示又は設置するものであつてその面積が六平方米未満のものをいゝ、慣例上やむを得ないものとは祭典、法要、説教等のためにするものをいう。

三、一時的なものとは表示又は設置する期間が七日以内のものをいゝ、仮設的なものとは季節的売出のためにする標旗、標燈等をいう。

四、美観風致上差支えないものとは公園、遊園地等に設置した腰掛に表示するものその他これに類するさ少なものをいう。

第二條　條例第六條の規定により場所を指定し施設を設け、又は廣告物の規格を定めたとき、知事は、その旨を告示しなければならない。

第三條　屋外廣告物又はこれを掲出する物件の表示又は設置の許可期間は特別事由ある場合を除くの外三箇年以内とする。

第四條　條例の規定による許可申請書の様式は左の通りとする。

一、屋外廣告物表示（設置）許可申請書　別紙様式第一号
二、屋外廣告物変更（改造、移轉）許可申請書　別紙様式第二号
三、屋外廣告物表示（設置）繼続許可申請書　別紙様式第三号
第五條　條例の規定による届書の様式は左の通りとする。
一、屋外廣告物表示換届書　別紙様式第四号
二、屋外廣告物表示（設置）工事完了届書　別紙様式第五号
三、屋外廣告物管理者変更届書　別紙様式第六号
四、屋外廣告物除却届書　別紙様式第七号
第六條　條例第十四條の規定による記載は別紙様式第八号による。

附　則

この規則は公布の日から施行し鳥取縣屋外廣告物條例施行の日から適用する。

別紙様式第一号

屋外廣告物表示（設置）許可申請書

出願者	住所		氏名
管理者	住所		氏名
委任を受けた管理者	住所		氏名
工事旋行者	住所		氏名
意匠設計者	住所		氏名
表示又は設置の場所（異動するものはその範囲）		期間	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日　間
形状、寸法材料及び構造に関する仕様書	縦　米　横　米　面積　平方米		
意匠色彩			
表示の方法（照明又は音響を伴うときはその大要）			
工事着手予定期日	昭和　年　月　日	工事竣功予定期日	昭和　年　月　日

右の通り鳥取縣屋外廣告物條例により許可申請をする

昭和　年　月　日

出願者　住　所

氏　名　㊞

鳥取縣知事　殿

註一、住所又は場所は番地まで記載し、法人の場合にありては名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
二、附近見取図を添附すること。
三、図面を三通添附すること。
四、表示又は設置する場所が他人の所有又は管理に属するときはその承諾書を添附すること。

別紙様式第二号

屋外廣告物変更（改造、移轉）許可申請書

出願者	住所		氏名
管理者	住所		氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号		
変更（改造）工事施行者	住所		氏名
変更（改造）意匠設計者	住所		氏名
前表示（設置）場所			
新移轉場所			
変更（改造）する事項及び理由			
変更（改造、移轉）工事着手予定日	昭和　年　月　日	変更（改造、移轉）工事竣功予定日	昭和　年　月　日

右の通り変更（改造、移轉）致したから許可申請する。

昭和　年　月　日

出願者　住　所

氏　名　㊞

鳥取縣知事　殿

註一、住所又は場所は番地まで記載し、法人の場合にありては名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。
二、移轉のときは移轉先の附近見取図を添附すること。
三、移轉先が他人の所有又は管理に属するときはその承諾書を添附すること。
四、変更（改造）のときは図面を三通添附すること。

00766

別紙様式第三号

屋外廣告物表示（設置）繼続許可申請書

出願者	住所	氏名
管理者	住所	氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号	
許可表示期間	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日	申請繼続期間
申請の理由		

右の通り繼続表示（設置）致したいから許可申請する。

昭和　年　月　日

出願者　住　所

氏　　名　㊞

鳥取縣知事　殿

別紙様式第四号

屋外廣告物表示換届書

出願者	住所	氏名
管理者	住所	氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号	
形状、寸法	縦　米　横　米　面積　平方米	
材料、構造に関する仕様書		
意匠	色彩	
表示の方法	表示期間	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日　間

右の通り表示換致したからお届する。

昭和　年　月　日

届出者　住　所

氏　　名　㊞

鳥取縣知事　殿

註一、住所又は場所は番地まで記載し、法人の場合にありては名称、事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

二、図面を三通添附すること。

三、この届書は表示の日前五日前までに届け出ること。

別紙様式第五号

00767

屋外廣告物表示（設置）工事完了届書

出願者	住所	氏名
管理者	住所	氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号	
工事完了年月日		
表示（設置）の場所		

右の通り完了したからお届けする。

昭和　年　月　日

届出者　住　所

氏　　名　㊞

鳥取縣知事　殿

別紙様式第六号

屋外廣告物管理者変更届書

出願者	住所	氏名
前管理者	住所	氏名
新管理者	住所	氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号	
管理者変更年月日		
管理者変更の理由		

右の通り管理者を変更したからお届けする。

昭和　年　月　日

届出者　住　所

氏　　名　㊞

鳥取縣知事　殿

別紙様式第七号

屋外廣告物除却届書

出願者	住所	氏名
管理者	住所	氏名
許可年月日及び番号	昭和　年　月　日　鳥取縣受　第　号	
表示（設置）の場所		
除却年月日		
除却の理由		

00768

右の通り除却したから届出する。

昭和　年　月　日

届出者住所

氏　名　㊞

鳥取縣知事　殿

別紙様式第八号

屋外廣告物表示（設置）許可済

許可年月日	昭和　年　月　日
許可番号	鳥取縣受　第　号
表示（設置）期間	自昭和　年　月　日 至昭和　年　月　日
管理者の住所氏名	住所 氏　名

告　示

◇鳥取縣告示第四十号

次の者に対し児童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定による保母資格証明書を交付した。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

一、西伯郡御來屋町　今　出　鈴　子

（昭三、一二、一八）番号四〇

一、米子市上後藤一三〇　水　間　澄　江

（昭三、七、一）番号四一

◇鳥取縣告示第四十一号

裝蹄師法第一條第二項第一号により次の者に裝蹄師免許証を交付した。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

登録番号	登録年月日	本籍地	氏名
第四三号	昭和二十五年　月　日	鳥取縣	小林国雄

◇鳥取縣告示第四十二号

00769

昭和二十一年十月鳥取縣告示第四百号生活保護法による保護等のため支出する費用の基準の一部を次のように改め公布の日から施行し昭和二十五年一月一日から適用する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

第一を次のように改める

第一　生活扶助費の基準は左による

生活扶助費基準額算出表　（鳥取市、米子市、倉吉町、境町）

第一類

年令	金額		保護を受ける者の狀況により加算し得るもの
0才～2才未満	430円		滿一年未滿兒の人工榮養のための配給品実費
2才～5才未滿	895円		
5才～9才未滿	1.030円		學校給食のための実費
9才～13才未滿	1.115円		
	男	女	教育費支給基準額（別表）による義務教育のための教育費
13才～14才未滿	1.455円	1.315円	
14才～25才未滿	1.350円	1.125円	
25才～60才未滿	1.325円	985円	
60才以上	1.110円	900円	

第二類

世帯人員	金額
1人	305円
2人	405円
3人	430円
4人	515円
5人	530円
6人以上1人を増す毎に加算するもの	15円

区分	金額
養老施設及びこれに準ずる生活扶助を目的とする施設	1.200
浮浪者收容施設及びこれに準ずる生活扶助を目的とする施設	1.375

00770

生活扶助費基準額算出表　（その他の町村）

第一類

年令	金額		保護を受ける者の狀況により加算し得るもの
0才～2才未満	425円		満一年未満兒の人工栄養のための配給品実費
2才～5才未満	765円		學校給食のための実費
5才～9才未満	975円		
9才～13才未満	1.060円		
	男	女	教育費支給基準額（別表）による義務教育のための教育費
13才～14才未満	1.360	1.240	
14才～25才未満	1.270	1.070	
25才～60才未満	1.165	945	
60才以上	1.050	860	

第二類

世帯人員	金額
1人	225円
2人	315円
3人	340円
4人	420円
5人	435円
6人以上一人を増す毎に加算するもの	15円

区分	金額
養老施設及びこれに準ずる生活扶助を目的とする施設	1.155
浮浪兒收容施設及びこれに準ずる生活扶助を目的とする施設	1.310

◇鳥取縣告示第四十三号

左記狩獵免狀を遺失した旨の届出があつたので同狩獵免狀はこれを無効とする。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

00771

狩獵の種類	交付番号	交付年月日	遺失年月日事由	遺失者の住所	氏名	生年月日
乙種	一三一	昭和二四、一一、二五	昭和二十四年十二月廿六日野郡多里村山林内において遺失	萩野郡一八五六目野山多里村大字	荒木大次郎	明治四一、一七
甲種	一三	昭和二四、一〇、三一	昭和廿四年十二月十五日東伯郡德村地内において遺失	東伯郡三三八村大字余戸	野見輝治	明治一一、三七

◇鳥取縣告示第四十四号

鳥取縣屋外廣告物條例第一條第一項第四号の道路並びに接続地域の範囲を次のように指定する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

道路

国道十八号線	自東伯郡赤碕町 至西伯郡淀江村
同十九号線	自同成実村 至同日野郡溝口町
府縣道米子大山線	全線
同溝口大山線	同
同大山口停車場所子線	同
同淀江大山線	自西伯郡所子村 至同大山村
同米子境線	自同夜見村 至同余子村
同三朝上井停車場線	自東伯郡三朝村 至同上井町

接続地域

鉄道及び道路から望見し得る範囲

◇鳥取縣告示第四十五号

鳥取縣屋外廣告物條例第一條第一項第五号の湖沼及びその附近を次のように指定する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西尾愛治

湖沼及びその附近
東郷池及び湖岸から望見できる範囲

◇**鳥取縣告示第四十六号**

鳥取縣屋外廣告物條例第二條第一項第三号の地域を次のように指定する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

東伯郡三徳村三佛寺奥の院、同納経堂、同地藏堂、同文珠堂の周囲五百米以内の地域

◇**鳥取縣告示第四十七号**

次の道路敷はその公用を廃止する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

記

一、岩美郡大岩村大字岩本字石原谷八七六番地先
元府縣道鳥取城崎線旧道路敷　十四坪

一、氣高郡大正村大字德尾字石堂田一五四番地先
元府縣道吉岡鳥取線旧道路敷　十四坪

一、氣高郡大正村大字德尾字石堂田一五三番地ノ二地先
元府縣道吉岡鳥取線旧道路敷　二十坪

◇**鳥取縣告示第四十八号**

労仂組合法施行令第二十一條の規定により鳥取縣地方労仂委員会委員を昭和二十五年一月二十五日附次のように補充任命した。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

区分	氏名	生年月日	住所
労仂者委員	小島　高助	大正七年二月十八日	島根縣能義郡荒島村字荒島
労仂者委員	高橋要三郎	明治二十八年十一月七日	鳥取縣米子市久米町

◇**鳥取縣告示第四十九号**

昭和二十三年十二月厚生省令第六十三号兒童福祉施設最

低基準第五條第二項の規定により兒童福祉施設の指導及び監督を担当する吏員を次のように指定し並びに指定を取消し併せて担当施設を次のように変更する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

所属	職名	氏名	指定又は指定取消の別	担当施設	証票番号
鳥取縣兒童課	鳥取縣事務吏員	窪田　嘉彰	取消		
同	同	本間　知之	同		
同	同	新　治	同		
同	同	草刈　武雄	指定	縣立兒童福祉施設	一二
同	同	西垣千代治	同	同	一三

担当施設変更

現検査吏員		担当施設
鈴木貞子	元助産施設母子寮	新担当施設公立及び私立兒童福祉施設

◇**鳥取縣告示第五十号**

次の者は兒童福祉法施行令第十三條第一項第一号の規定により保母の資格を有する者であることを証明する。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣知事　西　尾　愛　治

一、住所氏名　鳥取市賀露町　馬垣美惠　大正九年七月十七日生
二、保母資格証明書番号　三九号
三、保母資格証明書　例文による。

教育委員會告示

◇**鳥取縣教育委員會告示第一号**

昭和二十五年公立高等学校入学選抜要項を左の通り定める。

昭和二十五年二月三日

鳥取縣教育委員会

昭和二十五年度公立高等学校入学者選抜要項

昭和二十五年度公立高等学校全日制、定時制、夜間課程

の第一学年生徒並に別科生徒の入学者選抜要項は次の通りである。

一、各高等学校の募集生徒数

別紙「公立高等学校募集生徒数」の通り

二、入学出願資格

1、新制中学校の卒業者

2、国民学校入学以來九年間の課程を修了したもの又はこれと同等以上の授業時数の課程を修了して新制中学校卒業者と同等以上の学力ありと認められるもの

イ、師範学校予科修了者

ロ、青年学校本科一年修了者

ハ、国民学校初等科修了を以て入学資格とした中等学校の第三学年修了者及び国民学校高等科修了を以て入学資格とした中等学校の第一學年修了者

ニ、其の他文部大臣に於て新制中學校卒業者と同等以上の學力ありと認めたもの

三、出願手続

1、志願者は志望校の選定に当つては昭和二十四年度綜合高等學校制実施要項中「通學区制」に從わなければならない。

通學区は志願者の保護者の居住地を以て決定し、志願者の單獨寄留等は認めない。但し特殊の事情あるものについては、実情を調査の上委員会が決定する。

2、志願者は入學志願者名票及び入學者選抜手数料を取揃えて出身學校長に提出し、報告書と共に出願期間内に提出するよう依頼すること。但し二月二十四日の日付印ある郵送の出願書類は有効とする。

イ、入學志願者名票（用紙は本縣所定のもの）

ロ、入學者選抜手数料百五拾円

3、志願者の出身學校長は出願期間内に出願に必要な書類並に報告書を第一志望校の校長宛提出する。

4、各高等學校長は入學志願者名票及び入學者選抜手数料を受理した時は受驗証票を交付し之を以て入學者選抜手数料の領收証に代える。但し郵送を必要とする者は通信用封筒一枚（宛先明記切手貼付）を準備

すること。

四、出願期日及び場所

出願期日　昭和二十五年二月十五日より二月二十四日まで

受付場所　各第一志望校

五、入學者選抜方法

1、入學志願者の學力検査を行うため教育委員会に公立高等學校入學者選抜學力検査問題作製委員会を設け、志願者全員に対して同一問題により學力検査を実施する。

2、前項の學力検査は第一志望校において実施し且つ受驗者個々の成績は各実施校が模範解答により之を評定する。

3、入學者の選抜に当つては各高等學校は志願者の學力検査及び出身學校長から提出せられた報告書の各成績を綜合して決定する。

4、面接試問は実施してはならない。

六、學力検査の出題範囲

新制中學校に於て履修せる必修全教科に亘り綜合的に學力検査を実施するを以て原則とする。

七、入學者選抜期日及び場所

1、學力検査期日　昭和二十五年三月五日（日）午前九時より

2、同　場所　各第一志望校

3、入學許可者発表　三月十一日午後一時

八、注意事項

1、入學志願者名票及び報告書用紙は各高等學校に準備してある。

2、學力検査受驗の際は必ず受驗証票を持参しなければならない。

3、既納の入學者選抜手数料はいかなる理由があつても之を還付しない。

4、志願についての問合は最寄の高等學校において行うこと。

昭和二十五年度公立高等學校募集生徒數

學校名	課程別	科別及分校	募集生徒數
鳥取東高等學校	全日制	普通科	約一五〇
		電氣通信科	同一八〇
		機械工業科	同四〇
		金属工業科	同四〇
		建築科	同一〇〇
		農業科	同一〇〇
	定時制	湖山中心校	同五〇
		美和分校	同四〇
		大郷分校	同三〇
鳥取西高等學校	全日制	普通科	同四〇
		商業通信科	同一五〇
		商業別科	同五〇
	夜間	普通科	同五〇
八頭高等學校	全日制	農業通科	同二五
		家庭別科	同一〇
		畜産科	同五〇
	定時制	若櫻中心校	同五〇
		上分校	同四〇
		八頭中心校	同三〇
		智頭分校	同三〇
		用ケ瀬分校	同三〇
倉吉高等學校	全日制	普通科	同一五
		工業電氣通信科	同四〇
		商業機械別科	同五〇
		家庭別科	同五〇
	夜間	普通科	同五〇
東伯高等學校	全日制	普通科	同一五
		農業通科	同五〇
		農村家庭別科	同五〇
		家庭別科	同五〇
	定時制	上井中心校	同五〇
		旭中心校	同三〇
		由良中心校	同三〇
		八橋分校	同五〇
		赤碕分校	同四〇
米子東高等學校	全日制	商業通科	同三〇
		蚕業通科	同一〇
		農業科	同一〇
		農村家庭別科	同五〇
		女子実業別科	同五〇
	夜間	普通科	同五〇
		商業科	同五〇
	定時制	法勝寺中心校	同三〇
米子西高等學校	全日制	普通科	同二五
		工業	
		電機通信科	同八〇
		氣械科	同四〇
		応用化學科	同四〇
		土木科	同五〇
境高等學校	全日制	普通科	同一五
		水産通信製造科	同二〇
		漁撈課科	同四〇
		普通科	同五〇
	夜間	商業通科	同三〇
		普通科	同三〇
	定時制	余子中心校	同六〇

日野高等學校	全日制	畜産科	同一〇五〇
		農業科	同一〇〇
	定時制	阿毘縁分校	同三〇
		日野上分校	同四〇
		黒坂中心校	同三〇
		江尾分校	同四〇
		溝口分校	同五〇
		根雨中心校	同四〇
倉吉農業高等學校	全日制	農業土木科	同一五〇
	定時制	社中心校	同一〇
		南谷分校	同四〇
養良農業高等學校	全日制	農業科	同一〇
		農村家庭別科	同五〇
	定時制	淀江中心校	同五〇
		大山分校	同三〇
青谷高等學校	定時制	鹿野分校	同七〇
邑法実業高等學校	定時制	米里本校	同八〇
		宇倍野分校	同八〇
岩美実業高等學校	定時制	岩美本校	同一〇
		福部分校	同三〇
合計	全日制	普通科	同二、二五〇
		実業別科	同一、八五〇
		同科	同一、五五〇
	定時制	同科	同一、五六〇
	夜間		同二一〇

彙報

昭和二十五年二月三日　鳥取縣

一、境界変更及び廃置分合について

(一) 昭和二十五年一月十五日から茨城縣行方郡津知村及び延方村の内左の区域を同郡潮來町に編入した。

記

津知村			
大字	字	地番	地目
辻	前新田	一九一三ノ二	田
同	浪逆浦	一九一六ノ一六	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	一九一七ノ二	同
同	前新田	一九一八ノ二	同
同	同	同	同

（右道水路を含む）

延方村

大字	字	地番	地目
	谷堺	丙八八ノ二	田
	同	同八九ノ一	原野
	同	同九〇ノ一	同
	同	同九一ノ一	同
	同	同九〇ノ三	田
	同	同九一ノ三	同
	同	同九三ノ二	原野
	同	同九五ノ一	同
	同	同九九ノ三	田
	同	同九九ノ一	原野
	同	同一〇〇ノ三	田
	同	同一〇〇ノ一	原野
	同	同一〇一ノ一	田
	同	同同四	同
	同	同同五	同
	元谷新川西	同二六四ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同二六五ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同二六六ノ三	同
	同	同同一	同
	同	同二六七ノ三	同
	同	同同一	原野
	同	同二六八ノ三	田
	同	同同一	原野
	同	同二七二ノ二	田
	同	同二七三ノ一	原野
	同	同同三	田
	新堀江間西	同三三二二ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三三二三ノ一	田
	同	同同三	同
	同	同三三三一ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三三三二ノ三	同
	同	同三三三三ノ一	原野
	同	同同二	田
	同	同三三二一ノ四	同
	同	同三三三一ノ三	同
	同	同三三三四ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三四四二ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三四四三ノ一	同
	同	同同四	同
	同	同三四四四ノ三	同
	同	同同一	原野
	同	同三四四五ノ三	田
	同	同同一	原野
	同	同三四一六	同
	同	同三四四六ノ二	田
	同	同三四四九ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三四五一ノ三	同
	同	同同一	原野
	同	同三四五三ノ一	同
	同	同同三	田
	同	同三四五四ノ一	原野
	同	同同三	田
	同	同三四五八ノ一	同
	同	同同三	同
	同	同三四五九ノ一	原野
	同	同同三	田

大字	字	地番	地目
	同	同三四四三ノ五	同
	同	三三二一ノ四地先	水面
	同	三三二二ノ一同	同
	同	三三二三ノ一同	同
	同	三三三一ノ一同	同
	同	三三三三ノ一同	同
	同	三三三四ノ一同	同
	同	三四四二ノ一同	同
	同	三四四三ノ一同	同
	同	同四同	同
	同	三四四四ノ一同	同
	同	三四四五ノ一同	同
	同	三四一六ノ一同	同
	同	三四四九ノ一同	同
	同	三四五一ノ一同	同
	同	三四五三ノ一同	同
	同	三四五四ノ一同	同
	同	三四五八ノ一同	同
	同	三四五九ノ一同	同
	元谷新川西	二七三ノ一地先	同
	同	二六八ノ一同	同
	同	二六七ノ一同	同
	同	二六六ノ一同	同
	同	二六五ノ一同	同
	同	二六四ノ一同	同
	谷堺	一〇一ノ一同	同
	同	一〇〇ノ一同	同
	同	九九ノ一同	同
	同	九五ノ一同	同
	同	九三ノ二同	同
	同	九一ノ一同	同
	同	九〇ノ一同	同
	同	八九ノ一同	同

（右道水路を含む）

(二)　昭和二十五年四月一日より福島縣耶麻郡山都村、小川村及び木幡村を廢しその区域を以て山都町を設置する。

二、名称及び字区域変更について

(一)　客年十二月二十日鳥取縣彙報に係る大分縣佐田村に編入せられたる区域の字名等は左の通り同年十二月一日より改称せられた。

記

変更前の字名称

大字	字	地番	地目	地積
平ヶ倉	平ノ辻	九三四	田	三二三
同	同	九三五	畑	二一四
同	同	九三六	同	一八

変更後の字名称

大字	字	地番	地目	地積
房ヶ畑	平ノ辻	一、三五一	田	三二二
同	同	一、三五二	畑	二一四
同	同	一、三五三	同	一八

00780

同	同	九三七	同	四一六
同	同	九三八	田	七〇六
同	同	九三九	溜池	二四
同	同	九四〇	田	八〇二
同	同	九四一	山林	二〇〇
同	同	九四二	同	一二一
同	同	九四三	同	二〇二
同	同	九四四	畑	一〇三
同	同	九四五	田	五一六
同	同	九四六	同	二二六
同	同	九四七	畑	一〇〇
同	同	九四八	山林	二六
同	同	九四九	畑	五〇一
同	同	九五〇	同	七一〇
同	同	九五一	田	四二四
同	同	九五二	畑	一一八
同	同	九五三	同	九二八
同	同	九五四	田	三〇二
同	同	九五五	同	二〇八
同	同	九五六	同	一二六
同	同	九五七	宅地	八四
同	同	九五八	田	一、四〇七
同	同	九五九	同	一、九一七
同	同	九六〇	同	二一一
同	同	九六一の一	畑	二〇二
同	同	同の二	田	四〇七
同	同	九六二	同	二一一
同	同	九六三	同	四二一
同	同	九六四	山林	四〇〇
同	同	九六五	同	一〇九
同	同	九六六	田	七二六
同	同	九六七	同	九〇九
同	同	九六八	山林	一〇九

同	同	一、三五四	同	四一六
同	同	一、三五五	田	七〇六
同	同	一、三五六	溜池	二四
同	同	一、三五七	田	八〇二
同	同	一、三五八	山林	二〇〇
同	同	一、三五九	同	一二一
同	同	一、三六〇	同	二〇二
同	同	一、三六一	畑	一〇三
同	同	一、三六二	田	五一六
同	同	一、三六三	同	二二六
同	同	一、三六四	畑	一〇〇
同	同	一、三六五	山林	二六
同	同	一、三六六	畑	五〇一
同	同	一、三六七	同	七一〇
同	同	一、三六八	田	四二四
同	同	一、三六九	畑	一一八
同	同	一、三七〇	同	九二八
同	同	一、三七一	田	三〇二
同	同	一、三七二	同	二〇八
同	同	一、三七三	同	一二六
同	同	一、三七四	宅地	八四
同	同	一、三七五	田	一、四〇七
同	同	一、三七六	同	一、九一七
同	同	一、三七七	同	二一一
同	同	一、三七八	畑	二〇二
同	同	一、三七九	田	四〇七
同	同	一、三八〇	同	二一一
同	同	一、三八一	同	四二一
同	同	一、三八二	山林	四〇〇
同	同	一、三八三	同	一〇九
同	同	一、三八四	田	七二六
同	同	一、三八五	同	九〇九
同	同	一、三八六	山林	一〇九

00781

同	同	九六九	同	一〇九
同	同	九七〇	田	五二一
同	同	九七一	山林	二〇九
同	同	九七二	畑	一二〇
同	同	九七三	同	二〇八
同	同	九七四	山林	一〇〇
同	同	九七五	同	三三七
同	同	九七六	同	二一
同	同	九七七	畑	一、〇〇二
同	同	九七八	山林	一八
同	同	九七九	畑	四〇五
同	同	九八〇	田	一、四一五
同	同	九八一	同	七二七
同	同	九八二	畑	二一七
同	同	九八三	宅地	八一二
同	同	九八四	田	一、五二〇
同	同	九八五	同	一、六二五
同	同	九八六	畑	一二
同	堂前	九八七	同	一二五
同	同	九八八	同	三〇五
同	同	九八九	同	二八
同	同	九九〇	宅地	一一二
同	同	九九一	畑	六
同	同	九九二	山林	二六
同	同	九九三	宅地	一〇七
同	同	九九四	山林	一三六
同	同	九九五	畑	二四
同	同	九九六	同	七
同	同	九九七	山林	六
同	同	九九八	畑	三二七
同	同	一、四一七	同	三〇六
同	同	一、〇〇〇	同	三二一
同	同	一、〇〇一	山林	一、〇〇〇

同	同	一、三八七	同	一〇九
同	同	一、三八八	田	五二一
同	同	一、三八九	山林	二〇九
同	同	一、三九〇	畑	一二〇
同	同	一、三九一	同	二〇八
同	同	一、三九二	山林	一〇〇
同	同	一、三九三	同	三三七
同	同	一、三九四	同	二一
同	同	一、三九五	畑	一、〇〇二
同	同	一、三九六	山林	一八
同	同	一、三九七	畑	四〇五
同	同	一、三九八	田	一、四一五
同	同	一、三九九	同	七二七
同	同	一、四〇〇	畑	二一七
同	同	一、四〇一	宅地	八一二
同	同	一、四〇二	田	一、五二〇
同	同	一、四〇三	同	一、六二五
同	同	一、四〇四	畑	一二
同	堂前	一、四〇五	同	一二五
同	同	一、四〇六	同	三〇五
同	同	一、四〇七	同	二八
同	同	一、四〇八	宅地	一一二
同	同	一、四〇九	畑	六
同	同	一、四一〇	山林	二六
同	同	一、四一一	宅地	一〇七
同	同	一、四一二	山林	一三六
同	同	一、四一三	畑	二四
同	同	一、四一四	同	七
同	同	一、四一五	山林	六
同	同	一、四一六	畑	三二七
同	同	一、四一七	同	三〇六
同	同	一、四一八	同	三二一
同	同	一、四一九	山林	一、〇〇〇

同	同	一、〇〇二	同	二〇九
同	同	一、〇〇三	畑	九
同	同	一、〇〇四	山林	二〇〇
同	同	一、〇〇五	同	九
同	同	一、〇〇六	畑	三〇三
同	同	一、〇〇七	同	一八
同	同	一、〇〇八	田	三〇三
同	同	一、〇〇九	畑	二一八
同	同	一、〇一〇	同	一九
同	同	一、〇一一	宅地	一三五
同	同	一、〇一二	畑	一〇六
同	同	一、〇一三	同	一〇〇
同	同	一、〇一四	同	二二三
同	同	一、〇一五の一	宅地	四二
同	同	一、一一五の二	同	三七
同	同	〇、〇一六	畑	三〇〇
同	同	一、〇一七	同	二二三
同	同	一、〇一八	同	三一二
同	同	一、〇一九	同	二一二
同	同	一、〇二〇	同	一〇三
同	同	一、〇二一	同	三一二
同	同	一、〇二二	山林	三一五
同	同	一、〇二三	同	一二
同	同	一、〇二四	同	二〇〇
同	同	一、〇二五	同	三〇九
同	同	一、〇二六	田	一一一
同	同	一、〇二七	同	七一四
同	同	一、〇二八	山林	七〇八
同	同	一、〇二九	畑	三〇四
同	同	一、〇三〇	同	五〇七
同	同	一、〇三一	同	八一九
同	尾越	一、〇三二	同	一二
同	同	一、〇三三	同	三〇七

同	同	一、四二〇	同	二〇九
同	同	一、四二一	畑	九
同	同	一、四二二	山林	二〇〇
同	同	一、四二三	同	九
同	同	一、四二四	畑	三〇三
同	同	一、四二五	同	一八
同	同	一、四二六	田	三〇三
同	同	一、四二七	畑	二一八
同	同	一、四二八	同	一九
同	同	一、四二九	宅地	一三五
同	同	一、四三〇	畑	一〇六
同	同	一、四三一	同	一〇〇
同	同	一、四三二	同	二二三
同	同	一、四三三	宅地	四二
同	同	一、四三四	同	三七
同	同	一、四三五	畑	三〇〇
同	同	一、四三六	同	二二三
同	同	一、四三七	同	三一二
同	同	一、四三八	同	二一二
同	同	一、四三九	同	一〇三
同	同	一、四四〇	同	三一三
同	同	一、四四一	山林	三一五
同	同	一、四四二	同	一二
同	同	一、四四三	同	二〇〇
同	同	一、四四四	同	三〇九
同	同	一、四四五	田	一一一
同	同	一、四四六	同	七一四
同	同	一、四四七	山林	七〇八
同	同	一、四四八	畑	三〇四
同	同	一、四四九	同	五〇七
同	同	一、四五〇	同	八一九
同	尾越	一、四五一	同	一二
同	同	一、四五二	同	三〇七

同	同	一、〇三四	同	六〇六
同	同	一、〇三五	同	二四
同	同	一、〇三六	同	三一〇
同	同	一、〇三七	同	一一八
同	同	一、〇三八	同	一〇三
同	同	一、〇三九	同	一二四
同	同	一、〇四〇	同	四〇九
同	同	一、〇四一	同	九
同	同	一、〇四二	同	二、九〇五
同	同	一、〇四三	同	二二四
同	同	一、〇四四	山林	八二九
同	同	一、〇四五	田	三〇五
同	同	一、〇四六	畑	二九
同	同	一、〇四七	同	一三
同	同	一、〇四八	同	一六
同	同	一、〇四九	田	四〇四
同	同	一、〇五〇	同	一九
同	同	一、〇五一	畑	一、五二八
同	同	一、〇五二	山林	一、四〇〇
同	同	一、〇五三	同	一一二
同	同	一、〇五四	同	一〇三
同	同	一、〇五五	同	一〇九
同	同	一、〇五六	同	一、五一〇
同	同	一、〇五七	同	二、二一五
同	同	一、〇五八	同	二〇三
同	同	一、〇五九	同	一一七
同	同	一、〇六〇	同	五二二
同	同	一、〇六一	同	七、四二〇
同	同	一、〇六二	同	一、二〇三
同	同	一、〇六三	同	二一八
同	同	一、〇六四	同	二四
同	押ケ迫	一、〇六五	同	七二四
同	同	一、〇六七	同	一二七

同	同	一、四五三	同	六〇六
同	同	一、四五四	同	二四
同	同	一、四五五	同	三一〇
同	同	一、四五六	同	一一八
同	同	一、四五七	同	一〇三
同	同	一、四五八	同	一二四
同	同	一、四五九	同	四〇九
同	同	一、四六〇	同	九
同	同	一、四六一	同	二、九〇五
同	同	一、四六二	同	二二四
同	同	一、四六三	山林	八二九
同	同	一、四六四	田	三〇五
同	同	一、四六五	畑	二九
同	同	一、四六六	同	一三
同	同	一、四六七	同	一六
同	同	一、四六八	田	四〇四
同	同	一、四六九	同	一九
同	同	一、四七〇	畑	一、五二八
同	同	一、四七一	山林	一、四〇〇
同	同	一、四七二	同	一一二
同	同	一、四七三	同	一〇三
同	同	一、四七四	同	一〇九
同	同	一、四七五	同	一、五一〇
同	同	一、四七六	同	二、二一五
同	同	一、四七七	同	二〇三
同	同	一、四七八	同	一一七
同	同	一、四七九	同	五二二
同	同	一、四八〇	同	七、四二〇
同	同	一、四八一	同	一、二〇三
同	同	一、四八二	同	二一八
同	同	一、四八三	同	二四
同	押ケ迫	一、四八四	同	六一八
同	同	一、四八六	同	一二七

同	同	一、〇六八	同	一二七
同	同	一、〇六九	同	三〇九
同	同	一、〇七〇	同	六
同	同	一、〇七一	原野	二二七
同	同	一、〇七二	同	一二
同	同	一、〇七三	同	三、九一二
同	園田	一、〇七四	同	一二一
同	同	一、〇七五	山林	一、三一〇
同	同	一、〇七六	田	一、五〇二
同	同	一、〇七七	原野	九一三
同	同	一、〇七八	山林	一二
同	同	一、〇七九	同	一八
同	同	一、〇八〇	同	二、七一五
同	同	一、〇八一	畑	一、〇一九
同	同	一、〇八二	山林	一一五
同	同	一、〇八三	畑	一〇二
同	同	一、〇八四	同	四一二
同	同	一、〇八五	山林	六一五
同	同	一、〇八六	畑	三
同	同	一、〇八七	同	二〇八
同	同	一、〇八八	山林	一〇〇
同	同	一、〇八九	同	一、五一〇
同	同	一、〇九〇	同	二、五〇〇
同	同	一、〇九一	田	一、二一八
同	同	一、〇九二	同	六〇一
同	同	一、〇九三	欠番	
同	同	一、〇九四	田	二三一
同	同	一、〇九五	山林	六
同	同	一、〇九六	田	一、八一八
同	同	一、〇九七の一	畑	五一〇
同	同	同の二	同	五一三
同	同	一、〇九八の一	原野	二一四
同	同	同の二	畑	三〇三

同	同	一、四八七	同	一二七
同	同	一、四八八	山林	三〇九
同	同	一、四八九	同	六
同	同	一、四九〇	原野	二二七
同	同	一、四九一	同	一二
同	同	一、四九二	同	三、九一二
同	園田	一、四九三	同	一二一
同	同	一、四九四	山林	一、三一〇
同	同	一、四九五	田	一、五〇二
同	同	一、四九六	原野	九一三
同	同	一、四九七	山林	一二
同	同	一、四九八	同	一八
同	同	一、四九九	同	二、七一五
同	同	一、五〇〇	畑	一、〇一九
同	同	一、五〇一	山林	一一五
同	同	一、五〇二	畑	一〇二
同	同	一、五〇三	同	四一二
同	同	一、五〇四	山林	六一五
同	同	一、五〇五	畑	三
同	同	一、五〇六	同	二〇八
同	同	一、五〇七	山林	一〇〇
同	同	一、五〇八	同	一、五一〇
同	同	一、五〇九	同	二、五〇〇
同	同	一、五一〇	田	一、二一八
同	同	一、五一一	同	六〇一
同	同	一、五一二	欠番	
同	同	一、五一三	田	二三一
同	同	一、五一四	山林	六
同	同	一、五一五	田	一、八一八
同	同	一、五一六	同	五一〇
同	同	一、五一七	同	五一三
同	同	一、五一八	原野	二一四
同	同	一、五一九	畑	三〇三

同	同	一、〇九九	原野	二二一
同	同	一、一〇〇	山林	二九
同	竹ノ上	一、一〇一の一	原野	一〇〇
同	同	同の二	畑	六〇九
同	同	同の三	同	一、二一七
同	同	同の四	同	三一八
同	同	一、一〇二の一	原野	一四
同	同	同の二	同	二七
同	同	同の三	同	一三
同	同	一、一〇三	山林	二一
同	同	一、一〇四	同	一五
同	同	一、一〇五	同	二一
同	同	一、一〇六	同	三一五
同	同	一、一〇七	同	一〇六
同	同	一、一〇八	同	一〇六
同	同	一、一〇九	原野	八一五
同	五大堂	一、一一〇	田	二〇七
同	同	一、一一一	同	三二八
同	同	一、一一二	山林	二一五
同	同	一、一一三	田	一二三
同	同	一、一一四の一	山林	九一五
同	同	同の二	同	一五
同	同	一、一一五	同	四一〇
同	同	一、一一六	畑	七一五
同	同	一、一一七	田	一、六一三
同	同	一、一一八	畑	三一五
同	同	一、一一九	同	二一六
同	同	一、一二〇	同	一〇三
同	同	一、一二一	田	三二四
同	同	一、一二二	同	四〇三
同	同	一、一二三	畑	一二四
同	同	一、一二四	宅地	一四
同	同	一、一二五	畑	六

同	同	一、五二〇	原野	二二一
同	同	一、五二一	山林	二九
同	竹ノ上	一、五二二	原野	一〇〇
同	同	一、五二三	畑	六〇九
同	同	一、五二四	同	一、二一七
同	同	一、五二五	同	三一八
同	同	一、五二六	原野	一四
同	同	一、五二七	同	二七
同	同	一、五二八	同	一三
同	同	一、五二九	山林	二一
同	同	一、五三〇	同	一五
同	同	一、五三一	同	二一
同	同	一、五三二	同	三一五
同	同	一、五三三	同	一〇六
同	同	一、五三四	同	一〇六
同	同	一、五三五	原野	八一五
同	五大堂	一、五三六	田	二〇七
同	同	一、五三七	同	三二八
同	同	一、五三八	山林	二一五
同	同	一、五三九	田	一二三
同	同	一、五四〇	山林	九一五
同	同	一、五四一	同	一五
同	同	一、五四二	同	四一〇
同	同	一、五四三	畑	七一五
同	同	一、五四四	田	一、六一三
同	同	一、五四五	畑	三一五
同	同	一、五四六	同	二一六
同	同	一、五四七	同	一〇三
同	同	一、五四八	田	三二四
同	同	一、五四九	同	四〇三
同	同	一、五五〇	畑	一二四
同	同	一、五五一	宅地	一四
同	同	一、五五二	畑	六

00786

同	同	一、一二六	山林	一〇〇
同	同	一、一二七	畑	三一五
同	同	一、一二八	同	一〇九
同	同	一、一二九	山林	一二
同	同	一、一三〇	同	六〇一
同	同	一、一三一	同	二一〇
同	同	一、一三二の一	同	三〇〇
同	同	同　二	同	三二七
同	同	一、一三三	同	一二
同	同	一、一三四	畑	一、一一一
同	同	一、一三五	同	六〇〇
同	同	一、一三六	山林	六一六
同	同	一、一三七	畑	三一六
同	同	一、一三八	同	三二二
同	同	一、一三九	池沼	二
同	同	一、一四〇	宅地	一五七
同	同	一、一四一	畑	三二一
同	同	一、一四二	同	一〇八
同	同	一、一四三	池沼	五
同	同	一、一四四	山林	二一五
同	同	一、一四五	畑	一一八
同	同	一、一四六	宅地	三、九九六
同	同	一、一四七	同	三九
同	同	一、一四八	山林	一三
同	六郎畑	一、一四九	畑	一一七
同	同	一、一五〇	同	一〇〇
同	同	一、一五一	山林	一二
同	同	一、一五二の一	同	一二
同	同	同　二	同	一二
同	同	一、一五三	同	二一
同	同	一、一五四	畑	六二〇
同	同	一、一五五	山林	一一九
同	同	一、一五六	田	五〇九

同	同	一、五五三	山林	一〇〇
同	同	一、五五四	畑	三一五
同	同	一、五五五	同	一〇九
同	同	一、五五六	山林	一二
同	同	一、五五七	同	六〇一
同	同	一、五五八	同	二一〇
同	同	一、五五九	同	三〇〇
同	同	一、五六〇	同	三二七
同	同	一、五六一	同	一二
同	同	一、五六二	畑	一、一一一
同	同	一、五六三	同	六〇〇
同	同	一、五六四	山林	六一六
同	同	一、五六五	畑	三一六
同	同	一、五六六	同	三二二
同	同	一、五六七	池沼	二
同	同	一、五六八	宅地	一五七
同	同	一、五六九	畑	三二一
同	同	一、五七〇	同	一〇八
同	同	一、五七一	池沼	五
同	同	一、五七二	山林	二一五
同	同	一、五七三	畑	一一八
同	同	一、五七四	宅地	三、九九六
同	同	一、五七五	同	三九
同	同	一、五七六	山林	一三
同	六郎畑	一、五七七	畑	一一七
同	同	一、五七八	同	一〇〇
同	同	一、五七九	山林	一二
同	同	一、五八〇	同	一二
同	同	一、五八一	同	一二
同	同	一、五八二	同	二一
同	同	一、五八三	畑	六二〇
同	同	一、五八四	山林	一一九
同	同	一、五八五	田	五〇九

00787

同	同	一、一五七	同	二一一
同	同	一、一五八	同	一〇九
同	同	一、一五九	同	三
同	同	一、一六〇	畑	一六〇
同	同	一、一六一	田	二、〇一八
同	同	一、一六二	畑	四〇〇
同	同	一、一六三	原野	一、五〇〇
同	同	一、一六四	山林	一三
同	同	一、一六五	原野	二〇六
同	同	一、一六六	同	一、六二〇
同	同	一、一六七	山林	三、七一〇
同	同	一、一六八	同	七〇一
同	同	一、一六九	同	二、六二〇
同	同	一、一七〇	畑	二三六
同	同	一、一七一	溜池	一一四
同	同	一、一七二	山林	九〇五
同	同	一、一七三	田	六一〇
同	同	一、一七四	同	一一七
同	同	一、一七五	原野	一、一〇七
同	同	一、一七六	畑	三二六
同	同	一、一七七の一	田	二、〇二四
同	同	同　二	原野	二一
同	ツガニケ台	一、一七八	山林	五、六一六
同	同	一、一七九の一	同	三〇四
同	同	同　二	同	五
同	同	一、一八〇	同	二一
同	同	一、一八一	同	一一二
同	同	一、一八二	同	一一二
同	同	一、一八三	同	一二一
同	同	一、一八四	同	一〇六
同	同	一、一八五	同	一五
同	同	一、一八六	田	六一一
同	同	一、一八七	溜池	二八

同	同	一、五八六	同	二一一
同	同	一、五八七	同	一〇九
同	同	一、五八八	同	三
同	同	一、五八九	畑	一〇六
同	同	一、五九〇	田	二、〇一八
同	同	一、五九一	畑	四〇〇
同	同	一、五九二	原野	一、五〇〇
同	同	一、五九三	山林	一三
同	同	一、五九四	原野	二〇六
同	同	一、五九五	同	一、六二〇
同	同	一、五九六	山林	三、七一〇
同	同	一、五九七	同	七〇一
同	同	一、五九八	同	二、六二〇
同	同	一、五九九	畑	二三六
同	同	一、六〇〇	溜池	一一四
同	同	一、六〇一	山林	九〇五
同	同	一、六〇二	田	六一〇
同	同	一、六〇三	同	一一七
同	同	一、六〇四	原野	一、一〇七
同	同	一、六〇五	畑	三二六
同	同	一、六〇六	田	二、〇二四
同	同	一、六〇七	原野	二一
同	ツガニケ台	一、六〇八	山林	五、六一六
同	同	一、六〇九	同	三〇四
同	同	一、六一〇	同	五
同	同	一、六一一	同	二一
同	同	一、六一二	同	一一二
同	同	一、六一三	同	一一二
同	同	一、六一四	同	一二一
同	同	一、六一五	同	一〇六
同	同	一、六一六	同	一五
同	同	一、六一七	田	六一一
同	同	一、六一八	溜池	二八

00788

同	同	一、一八八	原野	六一七
同	同	一、一八九	田	八一六
同	同	一、一九〇	溜池	一一二
同	同	一、一九一	畑	三〇二
同	同	一、一九二	田	一、四一七
同	同	一、一九三	山林	二〇五
同	同	一、一九四	溜池	一、四一七
同	同	一、一九五	田	二二九
同	同	一、一九六	原野	二〇〇
同	同	一、一九七	田	七一八

(二)　昭和二十四年十二月三日から愛媛縣松山市中須賀町の左の字の名称を変更した。

記

町名	字及び地番	改正の字名
中須賀町	堀川二、九一七ノ二	中須賀
同	同　二、九一六ノ一	同
同	同　同　ノ二	同
同	同　二、九一七ノ一	同
同	同　二、九一八ノ一	同
同	松本二、九二二ノ一	同
同	同　二、九二一ノ一	同
同	大栗二、九二三ノ二	同

同	同	一、六一九	原野	六一七
同	同	一、六二〇	田	八一六
同	同	一、六二一	溜池	一一二
同	同	一、六二二	畑	三〇二
同	同	一、六二三	田	一、四一七
同	同	一、六二四	山林	二〇五
同	同	一、六二五	溜池	一、四一七
同	同	一、六二六	田	二二九
同	同	一、六二七	原野	二〇〇
同	同	一、六二八	田	七一八

同	同　同　ノ三	同
同	同　同　ノ五	同

三、役場位置の変更

(一)　昭和二十四年十二月一日から長野縣下水内郡外様村役場を左記の通り位置を変更した。

記

新位置　下水内郡外様村大字中曾根一一二
旧位置　同　二九九

(二)　昭和二十四年十一月二十五日から大分縣宇佐郡長州町役場を左記の通り位置を変更した。

新位置　宇佐郡長州町大字長州五三三ノ一
旧位置　同　一六四

00789

四、公印及び職印盗難紛失について

(一)　秋田縣山本郡常盤村では左記の通りの村長職印を昭和二十四年十一月二十六日盗難に遭つた旨届出があつた。

秋田縣山本郡常盤村長之印

…6分…

鳥取食糧事務所支所位置の変更について

昭和二十五年一月一日より鳥取食糧事務所鳥取支所の位置を次のように変更した。

記

旧位置　鳥取市東品治町五四番地ノ一
新位置　同　二六番地